

岡山県公報		発行 岡山県			
目次		担当課（室）		目次	
○ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則 （県例規集登載） 【規則】 ○ 知事指定薬物の指定の失効 ○ 土砂災害警戒区域等の指定の解除 ○ 土砂災害警戒区域等の指定 〃 【公告】 ○ 飼料試験結果の公表 ○ 土地改良区役員の退任届 ○ 公共測量の実施 ○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了 〃 ○ 落札者等の決定 【企業局】 ○ 岡山県企業局職員就業規則の一部を改正する規程 （県例規集登載）		健康推進課 医薬安全課 防災砂防課 〃 〃 畜産課 耕地課 監理課 建築指導課 〃 用度課 総務企画課			
○ 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則 （県例規集登載） 【人事委員会】 ○ 政治団体の名称等の公表 ○ 政治団体の代表者等の異動 ○ 政治団体の解散 （県例規集登載） 【選挙管理委員会】 ○ 岡山県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則 （県例規集登載） 【教育委員会】 ○ 岡山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 （県例規集登載） 【公安委員会】 ○ 第五百二十三回岡山海区漁業調整委員会の開催 （県例規集登載） 【海区漁業調整委員会】		人事委員会 選挙管理委員会 〃 〃 教育委員会 交通規制課 海区漁業調整委員会		担当課（室）	

◎岡山県規則第六十八号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十二月二十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和五十九年岡山県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「第二十三条第一号」を「第二十三条第二項第一号」に改める。

「

医師の診断書
年金証書等の写し
(級)
写真
精神障害者保健福
祉手帳

を

「

医師の診断書
年金証書等の写し
(級)
同意書 (年金給付
関係情報)
写真
精神障害者保健福
祉手帳

」

に改め、

様式第三十四号の二中

同様式(注)一中「写し」のトに「(ただし、個人番号を利用した情報連携により年金給付関係情報を把握する場合には、添付は不要。)」を加え、同様式(注)二中「年金証書」を「個人番号を利用した情報連携により年金給付関係情報を把握する場合又は年金証書」に、「とき」を「場合」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県告示第五百七十号

岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成二十七年岡山県条例第十七号。以下「条例」という。）第十三条第一項の規定により、次の知事指定薬物の指定は、その効力を失った。

令和元年十二月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 知事指定薬物の名称

1 メチルⅡⅡ「Ⅰ」（五Ⅰフルオロペンチル）ⅠⅠHⅠインドールⅢⅢカルボキサミド」ⅠⅢⅢフェニルプロパノアート（通称名MP h PⅠⅡⅡⅠ、MP H PⅠⅡⅡⅠ）及びその塩類

2 ⅡⅡ（ブチルアミノ）ⅠⅠⅠ（四Ⅰクロロフェニル）プロパンⅠⅠⅠオン（通称名ⅣⅣChloroⅠⅠbutylcathinone）及びその塩類

3 ⅢⅢ「ⅠⅠ（エチルアミノ）シクロヘキシル」フェノール（通称名ⅢⅢHOⅠPCE）及びその塩類

二 指定の失効の理由

条例第二条第六号に規定する薬物に指定されたため

三 失効年月日

令和元年十二月二十七日

◎岡山県告示第五百七十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条及び第九条の規定により、笠岡市の区域内において土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を次のとおり解除する。

令和元年十二月二十七日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 土砂災害警戒区域

箇所番号

土砂災害の発生原因と

指定を解除する

なる自然現象の種類

区域

二〇五K笠岡〇〇二

急傾斜地の崩壊

次の図のとおり

二 土砂災害特別警戒区域

箇所番号

土砂災害の発生原因と

指定を解除する区

なる自然現象の種類

域及び法第九条第

二項括弧書に規定

する土砂災害警戒

区域等における土

砂災害防止対策の

推進に関する法律

施行令（平成十三

年政令第八十四

号）で定める衝撃

に関する事項

二〇五K笠岡〇〇二

急傾斜地の崩壊

次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備中県民局建設部井笠地域管理課に備え置いて縦覧に供する。

◎岡山県告示第五百七十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、岡山市北区の区域内において土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和元年十二月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土砂災害警戒区域

箇所番号

土砂災害の発生原因と
なる自然現象の種類
指定の区域

二〇一K檜津〇〇五

急傾斜地の崩壊

次の図のとおり

二 土砂災害特別警戒区域

箇所番号

土砂災害の発生原因と
なる自然現象の種類
指定の区域及び法
第九条第二項括弧

書に規定する土砂
災害警戒区域等に
おける土砂災害防
止対策の推進に関
する法律施行令
（平成十三年政令
第八十四号）で定
める衝撃に関する
事項

二〇一K檜津〇〇五

急傾斜地の崩壊

次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備前県民局建設部管理課に備え置いて縦覧に供する。

◎岡山県告示第五百七十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、笠岡市の区域内において土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和元年十二月二十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 土砂災害警戒区域

箇所番号

土砂災害の発生原因と
なる自然現象の種類
指定の区域

二〇五K笠岡〇〇二

急傾斜地の崩壊

次の図のとおり

二 土砂災害特別警戒区域

箇所番号

土砂災害の発生原因と
なる自然現象の種類
指定の区域及び法
第九条第二項括弧

書に規定する土砂
災害警戒区域等に
おける土砂災害防
止対策の推進に関
する法律施行令
（平成十三年政令
第八十四号）で定
める衝撃に関する
事項

二〇五K笠岡〇〇二

急傾斜地の崩壊

次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備中県民局建設部井笠地域管理課に備え置いて縦覧に供する。

令和元年 12月27日 岡山県公報 第12156号

〔四九八〕飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第一項の規定により令和元年十一月に収去した飼料の試験結果の概要は、次のとおりである。

令和元年十二月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

令和元年 12月27日 岡山県公報 第12156号

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼 料 の 名 称	製造年月	試 験 項 目	違反の有無及び違反の内容
J A西日本くみあい飼料株式会社倉敷工場 岡山県倉敷市玉島乙島字新湊8265番地	同 左	くみあい配合飼料 スターレイヤー	令和元年11月	粗たん白質, 粗脂肪, 粗繊維, 粗灰分, カルシウム, りん, ME	無
ゴトウ物産株式会社 岡山県倉敷市玉島乙島8256番地69	同 左	60%魚粉	令和元年11月	粗たん白質, 粗灰分	無
西日本飼料株式会社 岡山県倉敷市水島海岸通三丁目6番地3	同 左	日清丸紅印配合飼料 ブロイラー後 期用 スーパーフィニッシュ	令和元年11月	粗たん白質, 粗脂肪, 粗繊維, 粗灰分, カルシウム, りん, ME	無
日本農産工業株式会社水島工場 岡山県倉敷市児島塩生2767番地32	同 左	ノーサン印種豚飼育用配合飼料 ヘルシー種豚	令和元年10月	粗たん白質, 粗脂肪, 粗繊維, 粗灰分, カルシウム, りん, TDN	無
中部飼料株式会社水島工場 岡山県倉敷市水島海岸通三丁目1番地3	同 左	マル中印大すう用配合飼料 大す名人14	令和元年10月	粗たん白質, 粗脂肪, 粗繊維, 粗灰分, カルシウム, りん, ME	無
小山物産株式会社 岡山県岡山市北区延友436番地1	同 左	マルコ印 65%飼料用魚粉	令和元年11月	粗たん白質, 粗灰分	無

〔四九九〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、土地改良区役員の退任の届出があつた。

令和元年十二月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称

上原井領土地改良区

二 退任役員

退任役員

住 所

氏 名

浅沼 昭和

総社市下原八四一

理事監

事の別

理事

〔五〇〇〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、農林水産省中国四国農政局吉井川農業水利事業所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年十二月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測量区域	測量の種類	測量期間
赤磐市吉原地内	公共測量（基準点測量）	令和元年十二月二十五日から 令和二年一月三十一日まで

令和元年 12月27日 岡山県公報 第12156号

〔五〇一〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和元年十二月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市西阿曾字墓所前一四四三―四

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市西阿曾一四四〇―二

板野 晃雅

三 許可番号

岡山県指令建指第一六一号

令和元年 12月27日 岡山県公報 第12156号

〔五〇二〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和元年十二月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市井手字西延五〇六一、五〇六一五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市中区国富三丁目一二一九メゾネット紀世一〇一号

杉谷 昌俊

三 許可番号

岡山県指令建指第二二五号

令和元年 12月27日 岡山県公報 第12156号

〔五〇三〕 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和元年十二月二十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 落札物品の名称及び数量

デジタルヘリコプターテレビシステム機上設備 一式

二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県出納局用度課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

三 落札者を決定した日

令和元年十二月四日

四 落札者の名称及び住所

株式会社東通インターナショナル

東京都港区東新橋二丁目三番三号

五 落札金額

二八六、〇〇〇、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額二六、〇〇〇、〇〇〇円）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 入札公告日

令和元年十月二十五日

◎岡山県企業管理規程第六号

岡山県企業局職員就業規則の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年十二月二十七日

岡山県公営企業管理者 佐藤 一雄

岡山県企業局職員就業規則の一部を改正する規程

岡山県企業局職員就業規則（昭和四十二年岡山県企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第九号中「六日」を「十日」に改める。

附 則

この規程は、令和二年一月一日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第三十二号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十二月二十七日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（昭和三十五年岡山県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第九号中「六日」を「十日」に改める。

附 則

この規則は、令和二年一月一日から施行する。

◎岡山県選管告示第百三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があった。

令和元年十二月二十七日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

一 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称

代表者の氏名

会計責任者の氏名

主たる事務所の所在地

一以上の市町村等

の区域を単位として設けられる支部

届出年月日

自由民主党岡山県津山市・苫田郡・勝田郡

清水

薫

山形恵子

津山市大田八一一一 二階

○

令和元・一一・八

第五支部

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称

代表者の氏名

会計責任者の氏名

主たる事務所の所在地

届出年月日

尾崎かつなりを応援する会

尾崎勝也

尾崎勝也

倉敷市水島東常盤町四一 一五

令和元・一一・一四

山本サトシ後援会

西山義正

山本容子

笠岡市笠岡九六一一 六

〃・一一・一

◎岡山県選管告示第四百号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があった。

令和元年十二月二十七日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

一 政党の支部

政治団体の名称 代表者の氏名 異動事項

新

旧

異動年月日

公明党岡山第三総支部 荒島俊造 会計責任者の氏名

平元道隆

福吉智徳

令和元・一一・八

国民民主党岡山県第四区 三宅和広 主たる事務所の所在地

倉敷市白楽町四〇九センタービル四階二

倉敷市北畝五―二三―四五

〃

総支部

号室

自由民主党21世紀岡山を

中田

正

玉野市田井五―二三―五一

岡山市南区福田一〇一五―一九

〃 一〇・一

つくる会

〃

〃

代表者の氏名

中田 正

佐々木 功

〃

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称 代表者の氏名 異動事項

新

旧

異動年月日

日本第一党岡山県本部

宮田一真 会計責任者の氏名

井上 亮

大石百合子

令和元・九・二五

萩原誠司後援会

森本正章 代表者の氏名

森本正章

池田 篤

〃 一〇・三一

水田大助後援会水心会

小田大助 政治団体の名称

水田大助後援会水心会

水田貴博後援会貴輝会

〃 一一・一八

〃

〃

代表者の氏名

小田大助

水田大助

〃

◎岡山県選管告示第百五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があった。

令和元年十二月二十七日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

政党の支部

政治団体の名称

自由民主党岡山県勝田郡第一支部

代表者の氏名

渡辺吉幸

解散年月日

令和元・一〇・三一

◎岡山県教育委員会規則第十四号

岡山県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十二月二十七日

岡山県教育委員会

岡山県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

岡山県立学校の管理運営に関する規則（平成十三年岡山県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表第二岡山県立岡山一宮高等学校の項中

二八〇	二八〇	二八〇	―	一、〇八〇
を				

二四〇	二八〇	二八〇	―	一、〇四〇
に改め、同表岡山県立岡山城東				

高等学校の項中「一、〇四〇」を「一、〇〇〇」に改め、同表岡山県立西大寺高等学校				
の項中	二〇〇	二〇〇	―	九二〇
を				

一六〇	二〇〇	―	八八〇
に改め、同表岡山県立瀬戸高等学校の項			

中	普	通	一六〇	一六〇	一六〇	―	四八〇
を							

普	
通	
一六〇	―
	一六〇
	一六〇
	―
四八〇	

に改め、同表

岡山県立倉敷中央高等学校の項中

1
2100
1

に改め、同表岡山県立笠岡工業高等学校の項中

岡山県立笠岡高等学校の項中

2100
2100
1

を

ロボット電気	デザイン	建築	土木	工業化学	機械
40	40	40	40	40	40
40	40	40	40	40	40
40	40	40	40	40	40
1	1	1	1	1	1
720					

に改め、同表

ロボット電気	デザイン	建築	土木	工業化学	電気	電子機械	機械
40	40	40	40	40	1	1	40
40	40	40	40	40	1	1	40
1	40	40	40	40	40	40	40
1	1	1	1	1	1	1	1
760							

を

160
1
480

に改め、同表岡山県立津山工業高等学校の項中

普 通	生 活 ビ ジ ネ ス
三六〇	八〇
四四〇	

に改め、同表

普 通
四八〇
四八〇

を

岡山県立邑久高等学校の項中

電 気	デ ザ イ ン	環 境 科 学
四〇	三五	四〇
四〇	三五	四〇
四〇	三五	四〇
三四五		

に改め、同表

の項中

電 気	デ ザ イ ン	総 合 情 報	環 境 科 学
四〇	三五		四〇
四〇	三五		四〇
四〇	三五	四〇	四〇
四〇	三五	四〇	四〇
三八五			

を

二四〇
二八〇
七六〇

に改め、同表岡山県立高梁城南高等学校

同表岡山県立総社南高等学校の項中

二八〇
二八〇
八〇〇

を

八〇
四〇〇
を
四〇
三六〇

に改め、

四〇〇

岡山県立真庭高等学校の項中

八〇
八〇
―
三五〇

を

に改め、同表岡山県立林野高等学校の項

七〇
八〇
―
三四〇

中「四二〇」を「四〇〇」に改め、同表岡山県立鴨方高等学校の項中「四四〇」を「四

〇〇」に改め、同表岡山県立矢掛高等学校の項中

一二〇
―
四〇〇

に改め、同表岡山県立勝間田高等学校の項中

八〇
―
三六〇

を

三五 三五
三五 三五
― ―
四四〇

に改める。

― ―
三五 三五
― ―
四三〇

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

◎岡山県公安委員会規則第九号

岡山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十二月二十七日

岡山県公安委員会

岡山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

岡山県道路交通法施行細則（昭和三十五年岡山県公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第二号ウ(1)中「積卸しで」を「積卸しのため」に改め、同号ウ(2)を同号ウ(3)とし、同号ウ(1)の次に次のように加える。

(2) 訪問診療、訪問看護、訪問リハビリテーション、訪問介護、居宅介護等（以下「訪問診療等」という。）のサービスを提供する事業のため、当該サービスを利用する者の居宅等の直近に駐車する必要がある車両 当該居宅等の直近
第六条第二項第二号ウ(1)中「積卸しで」を「積卸しのため」に改め、同号ウ(2)を同号ウ(3)とし、同号ウ(1)の次に次のように加える。

(2) 訪問診療等のサービスを提供する事業のため、当該サービスを利用する者の居宅等の直近に駐車する必要がある車両 当該居宅等の直近

第六条第四項中「次」の下に「の各号に掲げる車両の区分に応じ、当該各号」を加え、同項各号を次のように改める。

一 第一項第二号ウ(2)に掲げる訪問診療等の車両 次に掲げる書類

ア 自動車検査証の写し

イ アに掲げるもののほか、警察署長が必要と認める書類

二 前号に掲げる車両以外の車両 次に掲げる書類

ア 自動車検査証の写し

イ 当該申請に係る場所及びその周辺の見取図（建物又は施設の名称等を判別することができるもので、当該申請に係る場所に印を付したもの）

ウ ア又はイに掲げるもののほか、警察署長が必要と認める書類

様式第三号及び様式第四号を次のように改める。

令和元年 12月27日 岡山県公報 第12156号

様式第3号（第6条関係）

駐車許可申請書

年 月 日

長 殿

車 種 ・ 登 録 番 号		申 請 者 住 所 ・ 氏 名	
		(連絡先)	
駐車の期間	許可の日から 年 月 日まで		
駐車の時間	☐ 時 分から 時 分まで ☐ 訪問診療, 訪問看護, 訪問リハビリテーション, 訪問介護, 居宅介護等 (以下「訪問診療等」という。) の事業者が当該サービスを提供する時間		
駐 車 場 所	☐ ☐ 訪問診療等のサービスを利用する者の居宅等の直近		
駐車の理由	☐ ☐ 訪問診療等のサービスを提供するため		
申請の際, 次に例示する書類等を提出してください。 (1) 自動車検査証の写し (2) (1)により当該事業の遂行目的が証明できない場合は, そのことを明らかにする書類等 (3) 当該駐車の理由を明らかにするものの写し (4) 許可を必要とする駐車位置の見取図 (5) 許可を必要とする駐車位置が複数の場合は(4)とは別に駐車場所一覧表 ※ 訪問診療等の場合は, (3)から(5)までを除く。			

備考 1 用紙の大きさは, 縦15センチメートル, 横21センチメートルとする。
2 用紙の地の色彩は白色とし, 文字の色彩は黒色とする。

令和元年 12月27日 岡山県公報 第12156号

様式第4号（第6条関係）

（表面）
駐車許可証

車 種 ・ 登 録 番 号		
駐車の期間	許可の日から 年 月 日 まで	
駐車の時間	☐ 時 分から 時 分まで ☐ 訪問診療，訪問看護，訪問リハビリテーション，訪問介護， 居宅介護等（以下「訪問診療等」という。）の事業者が当該 サービスを提供する時間	
駐 車 場 所	☐ ☐ 訪問診療等のサービスを利用する者の居宅等の直近	
駐車の理由	☐ ☐ 訪問診療等のサービスを提供するため	
許 可 の 条 件	（この処分に不服があるときは，この処分があったことを知った日の翌日から起算 して3月以内に，岡山県公安委員会に対して審査請求をし，若しくは同日から起算し て6月以内に，岡山県（代表者岡山県公安委員会）を被告としてこの処分の取消し の訴えを提起し，又はこれらのいずれについても行うことができます。）	第 号 年 月 日 長 印

（裏面）

注意事項
1 この許可証は，岡山県公安委員会による駐車禁止規制（道路交通法（昭和35年法律第105号）第45条第1項又は同法第49条の5）が行われている道路の部分以外の場所では使用することができません。
2 この許可証は，許可の理由以外の理由で使用することはできません。
3 この許可証を使用する場合は，車両前面ガラスの外部から見やすい箇所に掲示してください。
4 駐車を必要とする理由がなくなったとき又は許可証の有効期間が経過したときは，許可証を交付した警察署長等に速やかにこの許可証を返納してください。
5 訪問診療等のサービスを提供するためこの車両を運行する場合は， ① 当該サービスを提供する事業に従事する者であることが分かるもの ② 訪問先が当該サービスを利用する者の居宅等であることが分かるものを 携行してください。

備考 1 用紙の大きさは，縦15センチメートル，横21センチメートルとする。
2 用紙の地の色彩は桃色とし，文字の色彩は黒色とする。ただし，特に必要がある場合には，記載内容の視認性を損なわない範囲で白色以外の地色又は模様入りの用紙を用いることができる。

令和元年 1 2 月 2 7 日 岡山県公報 第 1 2 1 5 6 号

附 則

この規則は、令和二年一月六日から施行する。

◎岡山海区漁業調整委員会公示第四号

岡山海区漁業調整委員会事務規程第五条第一項の規定により、第五百二十三回岡山海区漁業調整委員会を次のとおり開催する。

令和元年十二月二十七日

岡山海区漁業調整委員会

会長 井本 瀧雄

一日時

令和二年一月二十四日（金）

午後二時から

二 場所 岡山市北区下石井二丁目六番四一号

ピュアリティまきび

TEL（〇八六）二三二一〇五一

三 議題

第一号議案 岡山県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更について

第二号議案 関係各連合海区漁業調整委員会について